

栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業運営方法

栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業は、下記の方針に基づいて運営されます。

1 実施方法

栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業（以下「本事業」という。）は、県内全市町での実施を原則とする。

2 対象予防接種

対象予防接種は、予防接種法による定期の予防接種から選定する。法定外の予防接種は含まない。

3 接種の手続き

- (1) 市町の依頼書は、必要としない方式とする。
- (2) 予診票は、本事業用の県内統一のもの、または市町作成のものを使用するものとし、事前に各市町が接種協力医療機関又は接種対象者へ配布する。
- (3) 被接種者の確認は、マイナ保険証及び市町が発行した接種券等により行う。

4 接種に関する記録及び接種済証の交付

- (1) 乳幼児及び妊婦の予防接種の場合
接種協力医療機関は、母子健康手帳の接種記録を記載する。
- (2) (1) 以外の予防接種の場合
 - ① 接種希望者に、居住する市町長の公印押印済みの接種済証用紙が交付されている場合には、接種希望者は接種済証用紙を接種協力医療機関に持参し、接種記録の記載を受けるものとする。
 - ② 接種済証用紙が未交付である場合には、被接種者の居住する市町は、接種協力医療機関から予診票が返送された時点で、市町長の接種済証を交付する。

5 接種委託料

- (1) 接種委託料の統一はしない。
- (2) 各市町が設定する接種委託料は、接種希望者の居住する市町内での定期予防接種契約で定める委託料単価と同一にする。
なお、接種希望者の居住する市町内での定期予防接種が集団接種の場合は、その市町は新たに本事業の実施に係る個別接種料金を設定する。
- (3) 接種協力医療機関が請求する委託料は、被接種者の居住する市町が設定する料金とし、接種協力医療機関から被接種者の居住する市町に直接請求する。
- (4) 定期（B類疾病）の予防接種については、市町負担額を接種委託料とする。
接種協力医療機関は「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ料金一覧表」（別紙2-2）に定める「被接種者の負担額」を受付で受け取り、委託料を市町に直接請求する。

6 契約手続き

- (1) 市町は、次年度の「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ料金表」【A 類疾病】（別紙 2-1）を毎年作成し、栃木県保健福祉部感染症・疾病対策課が指定する期日までに提出する。
- (2) 栃木県保健福祉部感染症・疾病対策課は、「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ料金表」【B 類疾病】（別紙 2-2）を作成し、別紙 2-1 の写しとともに栃木県医師会に提出する。
- (3) 栃木県医師会は、(2) で提出された別紙 2-1、別紙 2-2 を栃医新聞に掲載することをもって各医療機関に周知する。
- (4) 郡市医師会及び大学医師会は、市町と連携を図り、接種協力医療機関からの委任状を受け付ける。
郡市医師会及び大学医師会は、市町と連携を図り、管内接種協力医師から提出された委任状により、接種協力医療機関名簿（別紙 3）を作成し、委任状とともに栃木県医師会へ提出する。
接種協力医療機関の追加又は辞退の受け付けは随時行うものとし、追加の場合には委任状、辞退の場合には辞退届（別紙 5）を、原則として追加や辞退を行う 1 か月前までに所属する郡市医師会及び大学医師会へ提出する。郡市医師会及び大学医師会は、提出された委任状または辞退届により、接種協力医療機関名簿（別紙 3）を作成し、委任状とともに速やかに栃木県医師会へ提出する。
なお、委任期間は区切らず、次年度以降も継続するものとする。
- (5) 栃木県医師会は郡市医師会及び大学医師会から提出された名簿を取りまとめ、栃木県内接種協力医療機関名簿を作成し、栃木県医師会ホームページに掲載する。
- (6) 市町は、毎年 4 月 1 日付の契約書を作成し、栃木県医師会長と契約を締結する。

7 住民等への周知

市町及び栃木県医師会は、接種協力医療機関、接種対象者、接種の手続きなど栃木県内定期予防接種の相互乗り入れの実施に当たり必要な事項を、ホームページ、広報誌等で住民に周知する。

8 その他

予防接種ワクチンは、住民からの予防接種予約を受け付けた接種協力医療機関等が用意する。

- (附 則) この運営方法は、平成24年12月10日から施行する。
- (附 則) この運営方法は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この運営方法は、平成26年10月 1 日から施行する。
- (附 則) この運営方法は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この運営方法は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この運営方法は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この運営方法は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この運営方法は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この運営方法は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この運営方法は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。